

投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八票
白色票 百四十五票
青色票 九十三票

よつて、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。福山哲郎君。

〔福山哲郎君登壇、拍手〕

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

現在も、私は与党のあのような暴力的な強行採決は断じて認めるわけにはいきません。今も、国会の周辺に多くの方が反対の声を上げて集まっています。全国で、テレビやツイッターやフェイスブック、あらゆるメディアを通じてこの国会が注視をされています。

たくさんの方々、有名になった学生団体のSEALDsだけではなく、憲法学者、元法制局長官、元最高裁判事、最高裁長官、各大学の有志の皆さん、そして何より、一人一人、個人としてこの法案を何とか廃案にしたいと、少しずつ、一歩ずつ勇気を持って動き出していた皆さんが、今この国会と全国で注目をいただいている。

ます。

これらの数え切れないほどの皆さんの皆様の反対の気持ちを代弁するには余りにも力不足ではございますが、満身の力を込めて、この立憲主義、平和主義、民主主義、日本の戦後七十歩みにことごとく背くこの法案に対して、違憲と断じ、私は反対をここで表明させていただきます。

そして、多くの国民の皆様に心からおわびを申し上げます。今も恐らく祈りにも似た気持ちでこの国会を見ていただいているでしょう。でも、残念ながらあと多分数十分もすれば、数の力のごつた与党がこの法案を通過させることになるでしょう。本当に申し訳なく思います。期待していただいた野党は力不足でしたが、それぞれの委員、それぞれの政党、それぞれやることを国会の中で懸命にやらせていただいたつもりです。そこは国民の皆様に信頼をしていただきたいと思えます。

先ほどの採決が行われたのか、画面を見て分からない方がたくさんいらっしゃるかもしれません。あれは、与党がこの本会議のこういつた発言に対して時間を十五分以内になさいという制限を付ける動議を提出をして、我々はそれに対して、反対、賛成の票を投じて、結果として、今の私の発言は十五分で制限をされました。

この本会議、これまで何度も、問責決議、解任決議、いろんな決議に対して与党はこの動議を提出をし、野党側の発言の時間を制限をしました。例えば、三十分議論をしたいと原稿を持ってきた議員は、それで自分の言いたいことを言えないまま壇上を降ろされることもたくさんありました。

私が若かりし頃、もう十年以上前になりますが、この参議院でどうしても通したくない盗聴法という法案に対し三時間、いわゆるフィリバスターという反対演説をされた議員が先輩でいらつしました。今日も、お隣の衆議院では我が党の枝野幹事長が約二時間の演説をされました。

私がこの動議の話をし出すと、最低限のルールだとか、そういったやじが飛びました。なぜ、隣で二時間の議論が許されて、参議院は十五分なのでしょうか。参議院も国会も含めてここは言論の府です。我々は国民の言葉を伝えるためにここに立たせていただいています。それを与党が数で言論を封殺することは許されません。

そして、この言論封殺は、強硬に審議を打ち切り、一昨日あの暴力的な強行採決をしたことにながっています。暴力的な強行採決と言論封殺の末に我々野党の議員の表決権を奪った、このような法案の一昨日の採決は存在し得ない、あり得ない、私はそう思います。

しかし、そう言う、じゃ、何でおまへはここに出てきたんだと言われる方がいるでしょう。それは、我々は、一昨日のあの理不尽な採決に抗議をして、ここから例えば退席したら、一番案をするのはあなたたちじゃないですか。そして、この言論封殺の実態も国民に知らせないまま我々はこの国会から立ち去ることを、我々自身の気持ちとして許さないから、あの採決は我々は無効だと思っているけれども、とにかく国民の皆さんの気持ちを代弁し、反対の気持ちを、反対の意思を表明するために、ここに全員立たせていただいています。

三権分立の我が国で、立法院で審議中の法案に対して、OBとはいえ、司法、それも最高裁長官が違憲と発言をされることは極めて異常な事態です。最高裁長官の発言や法制局長官の言葉を一人の言葉として切り捨ててしまふ、いかにそれが大それた傲慢なことか、やつてはいけないことをしているのか、なぜ与党の皆さんは、安倍総理は理解できないのでしょうか。それがこの国の法治国家としての基盤を崩してしまうことをなぜ理解し得ないのでしょうか。

当時の最高裁長官の山口元長官は、長年の慣習が人々の行動規範となり、それに反したら制裁を受けるという法的確信を持つようになると、これは慣習法になる、憲法九条についての従来の政府解釈は単なる解釈ではなく、規範へと昇格しているのではないか、九条の骨肉と化している解釈を変えて集団的自衛権を行使したいのなら、九条を改正するのが筋であり、正攻法でしょうと、今回の法案について違憲と述べておられます。至極真つ当な意見です。

そして、その前には、政府高官は、違憲かどうかは最高裁が判断するんだとうそぶきました。そして、元の最高裁長官がこういう発言をされると、一人だと切り捨てました。御都合主義もいかげんにしてください。そして、国権の最高機関である立法院の人間が、自らが立法する法律を違憲かどうかを最高裁に判断してくださないと丸投げして、それで立法院の責任が果たせるんですか、皆さん。そんな当たり前のことがなぜ分からないんだ。そして、そんな当たり前のことをなぜ理解せずに最高裁に任せればいいなどという無責任

任な発言をするんだ。私は、同じ立法院にいる者として大変恥ずかしく思います。

砂川判決も昭和四十七年見解も、審議の中でもう根拠にならないことは明白になっています。(発言する者あり)

おまえの質問は毎回同じか。おい、今言った者、僕の議事録を読んだか。おい、今のやじは許せない。私の議事録を読んで、私の質問が全部同じかどうか、今ここで証明しろ。おい、今言った者、手を挙げる。おい、今言ったのは誰だ。議長、今は許せぬ。今は許せないやじです。この状況でのやじは何だ。議長、お願いします、注意してください。注意してください。やじを言つて、誰だと言われて自分だと言えないようなやじを言うな。(発言する者あり)プーメランで返つてくる。私は今壇上にいるんだ。

いいですか、少なくとも四十年以上、日本は集団的自衛権の限定行使はできないと、歴代の法制局長官とあなた方自民党の先輩、それぞれの皆さんが、内閣総理大臣も含めて全ての閣僚がそれを決めてきたんです。歴史の歩みを軽んじ、法的規範性を壊すことになぜそんなに鈍感なのか、なぜそこに謙虚さを持っていないのか。

私は、戦後七十年のこの歴史と先人の、日本をこれまで豊かにしてきた自民党の歴代の保守の政治家に一定の敬意を持っています。しかしながら、今の自民党、あなた方は歴史の歩みと先人のこれまでの御尽力をまさに切つて捨て、あなた方には保守を語る資格はありません。あなた方にはそれは単なる保身にすぎません。

もう違憲かどうかは明白です。ホルムズ海峡も

立憲事実としてはどこかへ行きました。総理の発言がありました。それも、この法案の審議の終盤に発言するところに安倍総理のある種の私はこそくさがあると思います。米艦防護も、もう米艦一隻では動かないということ、これも総理を含め認められました。自衛隊のリスクはない、減ると言つた安倍総理の発言も、もうほとんど絵空事になっています。

なぜ、ここまで審議の中で、この法律の出来の悪さが、この法律の矛盾が、我が国の有事に対する、これまでの我が国の安全保障の法体系を崩していることが明らかになっているのに、なぜ、謙虚にそれを素直に修正をしたり改正をしたり、さらにはしつかりと出し直すことをあなたたちは考えないんですか。

総理やあそこいらつしやる中谷大臣の答弁が二転三転をするにつけて、それをかばうために別の条文を引つ張り出し、それを何とかまかすために別の答弁をし、そして、どんどんどんどん深みにはまって、混乱に混乱を極めて、一体、これだけ論点が散らかつたままで実力部隊の自衛隊の皆さんをどうやって海外に出すんですか。

私は、今回、北澤元防衛大臣と一緒に委員会に臨ませていただきました。防衛大臣は自衛隊員の皆さんを本当にかわいがつておられて、いろんなお話を、逆に北澤防衛大臣から指導を受けました。その北澤防衛大臣ですら、こんなことで自衛隊員を外へ出すのは忍びない、そう言っている北澤防衛大臣の思いをなぜあなた方は分からないんですか。自衛隊員の皆さんにも家族がある。自衛隊員の皆さんにも人生がある。何であなた方はこ

んないいかげんな法律で自衛隊員の皆さんに下令をして海外に行けと言えんですか。

一つ重要なことを申し上げます。これは重要なので聞いてください。(発言する者あり)その時間を守れというやじと同じくらい重要なルールの話なので聞いてください。

一昨日の暴力的な強行採決は……(発言する者あり)最後まで黙つて聞け。あなたたちには武士の情けもないのか。

一昨日の強行採決の場面を思い出してください。鴻池委員長が復席をされました。私は野党の理事の立場として、あの委員会の議事は実はまだ合意ができていませんでした。もちろん委員長が職権で立ておられることは私は承知の上です。しかし、職権で立てていることは承知の上ですが、合意をしていないので、私は、これが始まる前に、委員長に議事を整理をしたいと言つて、ゆつくり委員長のところへ歩み寄りました。そうしたら、突然与党の議員が、それも委員会のメンバーではない議員が、二十名以上がだつと来て、あつという間に混乱の極みになりました。

皆さん、昨日、参議院のスタッフが御丁寧に私に一昨日の議事の日程を出してくれました。いっどこで何の議事がされたか、採決がされたか全く分からない状況のどういうわけか議事が出てまいりました。時間があつて、何か知らないけど、採決とか書いてあります。これで、実は見事に、見事にです。委員会の開会の時間が入っています。議事録を見ていただければお分かりのように、委員会の開会が、スタートしていません。つまり、野球でいえば、プレーボールが掛かつてい

ないのに、試合がされていらないのに採決なんて、皆さん、あり得ないでしょう。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○福山哲郎君(続) 委員会がその報告を受けなけ

ないのに、試合がされていらないのに採決なんて、皆さん、あり得ないでしょう。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○福山哲郎君(続) 委員会がその報告を受けな

ないのに、試合がされていらないのに採決なんて、皆さん、あり得ないでしょう。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○福山哲郎君(続) 委員会がその報告を受けな

ないのに、試合がされていらないのに採決なんて、皆さん、あり得ないでしょう。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○福山哲郎君(続) 委員会がその報告を受けな

ないのに、試合がされていらないのに採決なんて、皆さん、あり得ないでしょう。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○福山哲郎君(続) 委員会がその報告を受けな

ないのに、試合がされていらないのに採決なんて、皆さん、あり得ないでしょう。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

平成二十七年九月十九日 参議院会議録第四十四号 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案外一件(前会の続)

れば、議事録には載せられません。つまり、このままでいうと、あの地方公聴会は、開催をされて公述人の方はしっかりと公述をしていたのだに、その議事が議事録に載らないということは、あの公述人の地方公聴会はなかったものにすぎません。これは外部との関係です。(発言する者あり) 済みません、先ほどからルールを守れと言われてはいますが、いいですか、時間を制限をしたこの十分や二十分よりも、採決の要件である地方公聴会の委員会報告がない方がルールとしては大変な瑕疵になります。

我々の野党推薦の公述人は、東京大学名誉教授・元副学長・前日本学術会議会長広渡清吾さん、弁護士・青山学院大学法務研究科助教水上貴央さんです。これは外部の方でございまして、この外部の方の議事録がそのままなくなつたことにされてしまうというのは、参議院としての最大の汚点を残すことになります。そしてそれは、この採決が無効であることになります。

そして、もう一つ申し上げます。私は、このことは何としても、外部だから、与党も野党も関係ない、時間の遅延も関係ない、そんなことではなくて、ちゃんと委員会を開いて報告をしてほしいと言つて、自民党の筆頭理事に昨日の夕方からこの問題を申し上げて、理事懇を開いていただいで、委員会をとにかく短期間でもいいからやらなと議事録に残らないからやつてくれとお願ひをしたのに、全くもって音沙汰なし、黙殺をされました。これこそが言論封殺じゃないですか、皆さん。私は、こういったことが政治の信頼をなくすと

いうふうに思います。(発言する者あり) 八分が何だ。あなたたちは、あなたたちは我々の審議を昨日打ち切つたんだ。そのぐらゐのことは寛容で、武士の情けで聞け、黙つて。(発言する者多し) 分かりました。あと一個論点を言つて締めくくりの話をして終わりますから、静かにしてください。

総理は、そして自民党の方々は、戦争法案と言われるのを嫌いました。戦争法案、戦争法案、言われるたびにレッテル貼りと言われました。しかし、総理は議事録で何度も何度も、アフガン戦争、イラク戦争、湾岸戦争と言われました。

日本は、アフガン戦争、湾岸戦争、イラク戦争を違法な戦争と認定したことはありません。総理は、戦争というと、日本は違法な戦争には参加しないと言っているのに、じゃ、この三つの戦争は総理は違法と思つてゐるのか。間違ひなく思つていません。そして、アフガン戦争では、イギリス、カナダ、フランスが集団的自衛権の行使をしています。そのときに、イギリス、フランス、カナダ等がアフガン戦争は戦争ではないと言つていようか。

そして、岸田外務大臣は、ジュネーブ条約上、存立危機事態の状況のときには日本は紛争当事国だということを認めています。紛争当事国というのは、戦争に参加している国ということですから、総理自身がアフガン戦争と言つてゐる戦争は、日本国政府は違法だとは言つていません。そこに集団的自衛権を行使することは、当然戦争に参加することです。そのことを私は総理に確認したかったけれども、総理が審議を打ち切つた

ので、このことも確認できませんでした。ですから、戦争に参加する法案だということは全く間違ひのないことだというふうに思います。

戦争法案だと言われれば、本当に何か考えられないぐらいすぐに反応する。そして、専守防衛はいささかも変わらないというそぶくけれども、全くそんなことはない。自衛隊のリスクはないと言いつながら、自衛隊のリスクはとんでもなく広がつてゐる。そして、この法案の名前が平和安全法制、どうやって国民をごまかそうとしてゐるんですか。それを国民が見抜いたからこそ、反対の声が広がつてゐるんじゃないんですか。安倍政権の欺瞞性に気付いたからこそ、国民はこの法案に声を上げてゐるんじゃないんでしょうか。

最後に申し上げます。残念ながら、この法案は今日採決をされるかもしれない。しかし、この闘い、今は負けかもしれないが、しかし、私は、試合に負けても勝負に勝つたと思ひます。私は、国会の外と国会の中でこれほど国民と政治がつながつた経験をしたことがありません。

単なる私見ですが、奥田さんを始めとするSEALDsに参加をしている若者や、子供たちをだつこしながら国会の周辺に来た若い奥様方や、女性や、そういった人たちは、多感な中学生や高校生、のときにあの三・一一の東日本大震災を経験されています。

たとえ被災地ではなくても、中学や高校の多感なときに、生きることや、突然家族や仕事や住んでいるところがなくなる人生の不条理や、さらに原発事故の矛盾に向き合つてきた世代が今のS

EALDsに参加している若者の世代です。彼らの感性は、ひよつとしたら我々の時代とは違つてゐるかもしれない。僕は、この国の民主主義に、彼らの感性に可能性を感じてゐます。

どうか、国民の皆さん、諦めないでください。闘いはこれから再度スタートします。立憲主義と平和主義と民主主義を取り戻す闘いはこれからスタートします。選挙での多数派などは一過性のもので、国民の気持ちや、どうか、ずつと、ずつと、この矛盾した、このおかしい法案に、国民の気持ちを、どうか怒りの気持ちを、何とかしたい気持ちをもち続けていただいて、どうか、どうか闘いをもう一度始めていただきたいと思ひます。私たちが皆さんの気持ちをしっかりと受け止めて闘い続けること、そして安倍政権を何としても打倒していくために頑張ることをお誓ひ申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。

(拍手)
○議長(山崎正昭君) 石井準一君。
(石井準一君登壇、拍手)
○石井準一君 自由民主党の石井準一です。私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平和安全法制に対し、賛成の立場から討論をいたします。

国民の皆さん、本法案の目的は大きく分けて二つあります。一つは、我が国の抑止力を強化することであり、もう一つは、国際協調によつて世界の平和と安定に貢献することであり、抑止力の強化については、我が国の存立が脅かされる事態において限定的な集団的自衛権の行使

を可能にすることで日米同盟がより強固なものになるわけであります。これによって、我が国を攻撃しようとする他国の意欲をそぎ、戦争を未然に防ぐことになり、我が国の安全をより確実なものにすることができま。

国際協調については、国際社会が国連決議の下に一致団結をして対応するような事態において我が国が後方支援を行うことを可能といたします。平和回復後のPKOにおいても自衛隊の活動範囲を拡大をいたします。これらによって我が国の能力に応じた国際社会における責任を果たし、世界の平和と安定に貢献をすることができま。

安倍総理は、就任以来、五十五の国と地域を訪問をして、我が国の積極的平和主義の考え方を説明してこられました。その成果もあつて、これまで各国から、我が国の国際平和に対する更なる貢献について支持や期待の声が寄せられております。そうした期待に応えるためにも本法案の成立が必要であります。

国会での立法が合憲か違憲かを確定する唯一の機関は、憲法の番人たる最高裁判所でありま。その最高裁が自衛権について示した唯一の判決が昭和三十四年の砂川事件判決であります。そこでは、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは国家固有の権能の行使として当然であるという考え方が示されております。

今回の法案は、国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って限定的な集団的自衛権の行使を認めるものであり、完全に砂川事件判

決が示す自衛のための措置の範囲内でありま。そして、必要最低限の武力の行使しか認められないという従来の政府見解における憲法九条の解釈と基本的な論理は全く変わつておらず、合憲性と法的安定性は確保されております。

多くの憲法学者はこの法案は違憲であると主張をしていという指摘もありますが、憲法学者の過半数が自衛隊の存在自体を違憲だと言っていることを無視してはなりません。我々は国を預かる責任ある与党として、より現実に沿つた、そして最高裁の判決にも沿つた立場でこの法案の合憲性を確信をしております。最後は政治の責任で我が国の安全保障の在り方を決めていかなければなりません。

しかし、我が国を取り巻く安全保障環境の変化は一刻の猶予もありません。アメリカが世界の警察と言われる時代は終わりを迎へております。中国は、二十七年間で軍事費を四十一倍に増やし、東シナ海や南シナ海で海洋進出を急速に進めております。北朝鮮は、発射から十分で我が国に届くミサイルを数百発も配備をし、核実験も三回行つております。先月には、北朝鮮が設置した地雷で韓国の兵士二名が負傷し、双方の緊張が衝突一歩手前まで高まりました。

このように、安全保障をめぐる情勢はいつ急変するかわかりません。今すぐ準備を整えておく必要性があるのです。そのために必要な本法案であり、速やかな成立が不可欠であります。

この法案に対して、まだ審議が尽くされていない、そのような意見がありますが、しかし、我々は審議が拙速であつてはならないと考え、過去最

長の九十五日間の会期延長を行いました。そして、衆議院では百十六時間、参議院においても百時間を超える審議を行い、本日の採決に至つております。衆議院では九割が、参議院では六割が野党の質問時間でありました。参議院独自の片道方式を初めて用いて、質問時間をきちつと確保できるよう、責任与党としての工夫もしてまいりました。また、総理に対する質疑も、衆議院が約四十五時間であつたのに対し、参議院では約四十九時間を掛け、丁寧に審議を重ねてまいりました。

そして、本法案は、日本を元気にする会、次世代の党、新党改革と度重なる協議の結果、御理解をいただき、我々自民党そして公明党の間で五党協議が調いました。まさに冷静に議論ができた結果ではありませんか。成熟した民主主義の表れであります。決して、強行採決、強行採決と言つて

いる野党の指摘は当たらないと思つております。議場におられる国会議員の皆さん、法案に賛成であれ反対であれ、意思を明確にして票を投じるべきときではないのでしょうか。それが憲法の定める国会議員の役割であります。投じられた国民の一票を決して無駄にすることなく、国会における代表としての行動をすることが国会議員に對しての憲法上の要請ではないのでしょうか。

今後、安全保障に関する国民意識の向上、そのために、我々自身の努力によつて我が国の民主主義をより成熟したものにしていかなければなりません。本法案の成立がそのための一つの契機になることを願ひたいと思ひます。そしてまた、本法案に對しての国民の理解が更に深まるよう、我々も政府・与党として説明責任を果たしてまい

ります。

御参会の皆様方に対し、本法案の必要性について冷静に御判断の上、賛成いただくことをお願いし、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 小野次郎君。

〔小野次郎君登壇、拍手〕

○小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

私は、会派を代表して、政府提出の安全保障法制関係二法案に對して、満身の憤りを込めて反対の立場から討論を行います。

議長、与党議員を含めた同僚議員の皆様、まず、私は特別委員会においてあのような強行採決が行われたことを非常に残念に思ひます。委員会における議事録を確認しても、鴻池委員長の着席と退席の事実の記載しか残されておらず、何の採決が行われ、どのような結果になつたのか、外形的には全く形跡が残つておりません。このような委員会採決は不存在と言ふべきであり、本会議への上程など、その後の手続は法的に無効であります。

また、政府案に對する対案を示して建設的な議論をすべきだと言つてきたのは、安倍総理御自身であり、中谷防衛大臣を始め自民党高村副総裁や公明党北側副代表など政府・与党の皆さんであり、鴻池委員長御自身もそのように発言されておられました。にもかかわらず、委員会において並行審議されていた我が党提出の領域警備法など八法案については、十七日の議事の中で政府案採決に先立つて採決の手続が取られなかつたことは、法案提出者に對して極めて非礼であり、背信行為であります。強く抗議し、関係者の皆さんの猛省を求めま。

さて、今回の政府案の内容をつぶさに見れば、根本的に不備と欠陥と矛盾だらけであります。

私たちも、安全保障環境の変化に対応した安保法制の整備は重要であると認識しています。しかし、それは何よりも我が国自身が直面する安全保障上の課題にジャストミートしなければならぬし、憲法適合性の枠内のものでなければならぬことは言うまでもありません。

切れない安全保障は重要であつても、憲法無視の歯止めが掛からない安全保障や、対米追従で止めどのない安全保障は許されるものではありません。その意味で、特に島嶼部などの領域警備を強化する領域警備法を政府が整備しないのは重大な欠陥です。平時において北朝鮮による拉致事件などから一人一人の国民を守るためにも、領域警備力強化の法整備を強く訴えます。

我々維新の党は、これまでの個別的自衛権と集団的自衛権の解釈の境界線が、常に自動的に憲法適合性の合意と違憲の境界となるわけではないという一点においては、昨年七月一日の閣議決定の内容を共有するものです。我々は、憲法適合性の枠内で専守防衛を堅持しつつ、国際的にも容認される自衛権の再定義に努めてまいりました。そして、目的、手段、効果のいずれを取つても、自国防衛のために行う必要最小限度の武力の行使はこれにかなうものであります。

そもそも、集団的自衛権行使を認める今回の存立危機事態が、元最高裁長官、最高裁判事、歴代内閣法制局長官、さらには日本中の憲法学者など、かくも大多数の法律専門家から何ゆえ違憲であるとNGを突き付けられているのか、立法者で

ある我々は専門家の意見にもっと謙虚に耳を傾ける責任があります。

専門家が存立危機事態を違憲と判断する理由には幾つかのポイントがあります。私は、存立危機事態の構成要件の実質的内容自体が深刻な憲法上の問題を招いていると考えます。

つまり、第一に、我が国に向けられた武力攻撃が想定されない場合、すなわちホルムズ海峡の機雷封鎖による原油輸入の途絶のようなケースにも我が国による武力行使の対象としている点であります。これでは、常に先制攻撃の批判を免れないことになり、もはや平和主義の柱である専守防衛の原則を維持しているとは言えません。

また、第二に、最も厳格であるべき国家の軍事的発動の要件を定める法規範は、誰の目にも明らかなくらい具体的かつ外形的基準によらなければなりません。存立危機事態の構成要件が余りに抽象的で文学的な形容句の羅列になつており、結局のところ、事実認定をその時々政府の総合判断に一任しており、憲法上の十分な歯止めとはなつていません。これら二つの問題は、憲法解釈と国の安全保障の関係を実質的な立場から捉えようとする向きにおいても、存立危機事態が違憲であると判断される実質的な理由となつています。

安倍総理は、何が何でも今回の安保法制によって集団的自衛権行使という看板を掲げることにとだわり続けています。しかし、いかに集団的自衛権を美化しようとも、自国防衛には結び付かない代物である本質に頭を巡らせていないことは誠に残念であります。

国連発足以来、集団的自衛権行使として報告が

あつたものは十四例あります。その中に、純粹に自国防衛と見られるものはただの一例も含まれておりません。典型例は、一九五六年のハンガリー動乱の際のソ連軍の軍事介入、六八年のソ連軍のチェコ侵攻、八〇年のソ連軍のアフガン侵攻、そして六五年のアメリカなどによる南ベトナムへの軍事介入などであります。今回の法律が成立すれば、我が国もこうした旧ソ連やアメリカと同様の軍事介入を行う法手続が整備されることになりま

す。

集団的自衛権行使の前提として、攻撃被害国からの要請又は同意の存在が国際法上の要件とされるところ政府は説明しておりますが、それはなぜか。今挙げた過去の報告例を見れば、容易にその理由が分かります。集団的自衛権の行使とは、他国からの要請又は同意を口実にして、自国防衛とは無縁の軍事介入について侵略や先制攻撃のそしりを免れるためのものではないということが誰の目にも明らかであります。

憲法が容認しない集団的自衛権を認めさせようとするならば、今回のように憲法解釈の変更によるのではなくて、正面から憲法改正を国民に訴えて実現すべきであるという意見があります。憲法論からそれは誠に正論であります。

しかし、私は、過去の集団的自衛権行使の実例を見る限り、こうした他国への軍事介入を可能にする制度を導入することは、憲法論以前に、我が国の安全を維持する政策の基本としても合理性は認められないので、このような憲法改正にも私は反対でございます。

個別的自衛権の拡大解釈こそ危険な方向であ

り、戦前の日本を想起して、いつか来た危険な道だと吹聴する軍事専門家がおります。私に言わせれば、個別的自衛権の拡大解釈にも危険性があるが、一方で、集団的自衛権の世界に踏み出せば、もはや自国防衛の目的という歯止めさえも吹き飛んでしまい、他国からの要請や同意さえ口実にすれば、先制攻撃や侵攻さえも正当化されるという恐ろしいリールサルウエポンを政府は手にすることになります。

実際、国連に対する加盟国の武力行使報告例では、集団的自衛権行使を理由とする少数の例外を除けば、単に自衛権行使又は自衛の措置とのみ報告するのが通例となつています。国際社会において自国防衛として理解を得られる限りは、あえてそれ以上に個別的と集団的とを区別する実益など全くないのです。逆に言えば、存立危機事態による武力行使を自国防衛のための集団的自衛権と政府は繰り返し説明しますが、現実の世界には自国防衛のための集団的自衛権とか他国防衛を目的としない集団的自衛権などは実在しないんです。

政府は、存立危機事態における我が国の武力行使は、常に他国からの要請が要件であるとしています。考えてみてください、皆さん。自国の存立危機に当たつて、他国からの要請がなければ立ち上がることができないとすれば、まさに座して死を待つことになつてしまいます。この点においても、政府の説明する集団的自衛権は、実は、真に我が国の自国防衛を目的とするものとはなり得ないことを示しています。

政府案に対して、維新の党は、憲法適合性の中で日本の安全保障を考える立場から、独自の対案

を国会に提出して、自民、公明両党との間で二か月にわたり修正協議を行ってまいりました。与党との間で問題意識が共有された部分も幾つかありますが、政府案法文の修正を求める我々の立場からは、政府・与党の対応はゼロ回答と言わざるを得ず、残念ながら最終的に協議を打ち切りました。

今回の法制が成立し施行されれば、直ちに、違憲を訴える多くの訴訟が提起されることが予想されます。また、政府案の違憲性を指摘している我々野党の立場からは、今後ともこの法制を正當なものとするにはあり得ません。そうだとすれば、法曹界も学界も大半が違憲の立場に立っていますから、司法判断は全く予断を許しません。

それでは、本来の国の基本であるべき法律制度が、司法権との間でも、立法権の内部でも、前代未聞の甚だしく法的安定性を欠いた状態に突入してしまいます。このような人騒がせな事態に全ての国民と自衛隊の皆さんをさらすことになる責任の重大性を政府は深刻に受け止めるべきです。

国民の皆さんから負託を受けて一人一人が胸に付けている参議院議員のバッジは、はかりで量れば十グラムにも達しません。しかし、国家が危険な方向に進もうとする際に、それを食い止めるために我々が果たすべき責任は、一身で担い切れなほどの重さがあります。

今、我々は、一人一人の判断と行動の責任が後の日までも問われるような重大な選択の場に立っています。それでも、この法案は多数派の力をもつて間もなく可決、成立することになるでしょう。私は、与野党の区別なく、安全保障に対する

見識と憲法遵守の良識をしつかりと共有できる全との同僚議員と連携して、一日も早く政権交代を実現して国家の危機的事態を解消しなければならぬと思っています。そうでなければ、この真夜中に、このそば降る雨の中で、国会を取り囲んで法案の成立阻止を企図する数万、いや、全国の数え切れないほどの多くの国民の皆さんに対する政治の責任を果たすことができないではありませんか、皆さん。

我々維新の党は、憲法違反の疑いを顧みずに海外への軍事介入への道を突き進む安倍政権の手から、国家の平和と国民の安全を取り戻す決意であることを約束して、私の反対討論を終わります。

御清聴どうもありがとうございました。(拍手)
○議長(山崎正昭君) 谷合正明君。

〔谷合正明君登壇、拍手〕

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の平和安全法制関連二法案に対し、賛成の立場から討論をいたします。

この度の平和安全法制は、厳しさを増す現在の安全保障環境の中で、外交努力を尽くすことを大前提に、憲法の枠内でどこまで自衛の措置が可能なのか、そこから出発した議論であります。

我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。北朝鮮の弾道ミサイル関連技術は飛躍的に進化した、中国の軍備増強と海洋進出も活発化しています。

こうした中、我が国は、日米防衛協力体制の信頼性を強化し、抑止力を向上させて、紛争を未然

に防止し、あらゆる事態を想定した切れ目のない体制整備によって国民の命と平和な暮らしを守っていくことが求められています。今回の法制の目的はまさにそこにあります。この法制は、戦争を起させない、戦争防止法案なのであります。

隙間のない防衛体制を築いていくために、我が国への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるような明白な危険がある場合に、かつ、ほかに適当な手段がない場合だけに限って必要最小限の武力の行使ができるというのが存立危機事態における武力行使であります。

昨年の閣議決定では、憲法九条を堅持し、自国防衛のための措置にとどめることを明確にするために自衛の措置の新たな三要件を定めました。この新三要件は、憲法九条の下でも例外的に武力の行使が許されるとした理由や根拠である昭和四十七年の政府見解の基本的な論理を維持したものです。

今回の法案には、公明党の主張で、新三要件が過不足なく全て法律上に盛り込まれています。あくまで自国防衛のためにほかに適当な手段がない場合に限って必要最小限の実力行使をするものであり、他国防衛の集団的自衛権の行使は認められておりません。すなわち、憲法九条の下で許される専守防衛の原理の中に入っており、違憲立法との批判は全く当たりません。

平和安全法制には、自衛隊の活動を通じて国際社会に貢献していくことも盛り込まれました。国際社会と協力しながら、日本周辺、そして世界の

緊張緩和に向けて各国とともに努力していく、世界の平和の実現なしに日本の平和や安全はあり得ません。

自衛隊の海外派遣が無制限に広がらないように、特に国際平和支援法には、公明党の主張で、自衛隊の海外派遣の三原則として、国際法上の正当性の確保、国会の関与など民主的統制、自衛隊員の安全確保が盛り込まれました。

国際平和支援法並びに重要影響事態法に基づく後方支援は、自衛隊が外国軍隊に輸送や補給の協力を行うもので、武力行使ではありません。外国軍隊の武力行使と一体化しないよう、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないという大前提の下、後方支援の活動範囲については、活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定するため、戦争に巻き込まれるとの指摘は当たりません。

平成四年のPKO法制制定時の議事録を読み返しますと、PKOは徴兵制につながる、侵略容認法案である、憲法の平和原則に対する真正面からの攻撃であり、じゅうりんであるといった反対論が見受けられました。しかし、皆さん、どうでしょう。今や国民の九割が、今後も自衛隊はPKO活動に取り組むべきと答えています。

この度の法案でも、戦争法案と批判する政党の一部がありますが、その批判は全く当たりません。今日の日本は、戦前と違い、憲法の平和主義を堅持し、侵略や戦争を否定し、一貫して国際協調を重視してきており、平和国家としての歩みは今後も変わることはありません。

参議院での審議と並行して、自民、公明の与党

と、日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党三党との協議が行われました。そして、十六日、存立危機事態に該当するが武力攻撃事態等に該当しない防衛出動は、例外なく国会の事前承認を求めること、法制に基づき自衛隊の活動を百八十日ごとに国会に報告すること、また、その自衛隊の活動を監視、検証する組織の在り方を引き続き検討することなど、本法律案施行に当たつての五党合意が実現しました。

なお、この合意では、維新の党との協議の中で意見や国会での議論を踏まえたものも一部取り入れています。

鴻池特別委員長が指摘したとおり、衆議院の足らずを補つていく、できるだけ合意形成に近づけていくのが参議院の役割であります。この与野党五党の合意により、国民の代表である国会の関与を強め、国会による民主的統制を強化することは大変に大きな意義があると評価するものであります。

この度の平和安全法制によつて、安全保障上の備えを強化していくとともに、これを外交の推進力の裏付けとして、平和外交をこれまで以上に推し進めていくことが重要であります。

最後に、安全保障と外交を車の両輪として、我が国及び国際社会の平和と安全を守るため、国会もまた政府とともに不断の努力を尽くす責任を負っていることを申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 小池晃君。

(小池晃君登壇、拍手)

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

私は、会派を代表し、そして今この瞬間も、国会を取り巻いている人々と、全国各地で怒りの声を上げている国民とともに、満身の怒りを込め、安倍政権が平和安全法制と称する戦争法案に反対する討論を行います。

一日の委員会、与党は、むき出しの暴力で議員の質問と討論の権利、そして表決権までを奪いました。戦後日本の歩みを大転換し、多くの日本人の命を危険にさらす法案、日本国憲法に明らかに違反する法案を、ぶざまに恥すべき行為を繰り返して強行することの罪は余りにも、余りにも重い。断固として糾弾するものであります。

反対理由の第一は、集団的自衛権の行使を可能とする本法案は、日本国憲法第九条を真つ向からじゅうりんするものだからであります。

そもそも、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を規定した憲法九条の下で、他国の戦争に加担する集団的自衛権の行使が認められる余地は寸分たりともありません。

日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず海外で武力を行使することになれば、日本の側から武力紛争を引き起こすことになります。国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、武力の行使を禁じた憲法九条への明白な違反ではありませんか。政府自身が六十年以上にわたり、自衛のための必要最小限度の実力組織だから自衛隊は憲法に違反しないと弁明し、憲法九条の下で集団的自衛権の行使が認められる余地はないと説明を繰り返してきたではありませんか。

過去の戦争への反省もなく、よく聞いておきな

さい、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねてきた選択への敬意もなく、また、それによつてもたらされることへの責任と覚悟もないままにこの解釈改憲を実行するならば、将来に重大な禍根を残すであろう。誰の言葉ですか。これは古賀誠元自民党幹事長の言葉です。歴代政権の憲法見解の根幹を百八十度転換し、数の力で押し通すことは、立憲主義の破壊、法の支配の否定であり、断じて、断じて許されるものではありません。

衆参の国会審議を通じ、政府の論拠はことごとく崩壊いたしました。砂川判決には集団的自衛権への言及はなく、引用部分が判決を導き出す論理とは直接関係のない傍論であることを政府自身が認めました。総理は、ホルムズ海峡での機雷掃海を、衆議院では集団的自衛権行使の典型例として挙げ、それ以外は念頭にないと言ってきたのに、参議院審議の最終局面で、現実には想定してないと百八十度全面撤回したではありませんか。

総理は繰り返し、日本人の母子が乗った米艦防護のパネルを掲げて、日本国民の命を守るための法制だと説明していたのに、これまた本院での質疑の最終盤で、日本人が乗っているかどうかは絶対的なものではないと中谷大臣が述べ、総理は、日本人が乗船していない船を守り得ると答弁いたしました。

存立危機事態なるものが一体どこにあるんですか。立法事実そのものが跡形もなく消滅したことになるではありませんか。

そもそも、存立危機事態なるものの要件は極め

て曖昧であり、結局、武力行使の判断を時の政府に白紙委任することになります。それを判断するに至つた情報は、国会にも国民にも明らかにされず、秘密保護法によつて隠蔽されてしまいます。政府は、必要最小限度の武力行使にとどまるなどと言いますが、法文上は、存立危機武力攻撃を排除し、速やかな終結を図ると規定しており、速やかな終結を図るためには最大限の武力行使にならなければならないではありませんか。

米軍等の武器等防護の規定を新設し、平時から米軍の空母や爆撃機の護衛を可能としていることも重大であります。地理的、時間的限定なく、国会の関与もなく、防衛大臣の判断一つで集団的自衛権の行使に踏み込むことを可能にするものであり、到底許されるものではありません。

集団的自衛権は、先進国が海外での権益を守るために考え出された概念であり、アメリカの主張で国連憲章に盛り込まれたことが中央公聴会でも指摘されました。アメリカのベトナム戦争や旧ソ連のアフガン侵攻など、大国による軍事介入の口実とされてきた集団的自衛権の行使に日本が踏み込むことは、アメリカの無法な戦争に自衛隊が武力行使をもつて参戦することにほかならず、その危険性は計り知れません。

反対理由の第二は、米軍などへの軍事支援は、政府が憲法上許されないとしてきた武力行使との一体化そのものだからであります。

周辺事態法を重要影響事態法にして地理的制約を取り払い、国際平和支援法も制定をして地球の裏側であつても米軍支援を可能にすることは、断じて容認できません。法案が規定をする補給や輸

送、修理・整備、医療、通信などの活動は、武力行使と一体不可分の兵たんそのものであり、戦争行為の必要不可欠の要素を成すことは、国際的にも軍事的にも常識ではありませんか。

政府はこれまで、非戦闘地域であれば武力行使と一体化しないなどと強弁してきましたが、その建前さえも取り払い、現に戦闘行為が行われている現場でなければ軍事支援を可能とするのが今回の法案にはかなりません。

しかも、従来は憲法上慎重な検討を要するとしてきた弾薬の提供や、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油、整備まで実行可能としていました。海上自衛隊の内部文書では、米軍ヘリが自衛隊のヘリ空母に着艦し、給油、整備の後、他国の潜水艦への攻撃を繰り返すことが明示されていきました。世界中の誰が見ても、米国と一緒に戦争していることになるではありませんか。

自衛隊が輸送する武器弾薬に何ら限定はなく、米軍のミサイルや戦車はおろか、非人道的兵器であるクラスター弾や劣化ウラン弾、核兵器であっても法文上は排除されない。まさしく歯止めなき米軍支援であることも、日本中に衝撃を広がたててはありませんか。

反対理由の第三は、今回の戦争法案が、日米新ガイドラインの実行法であり、アメリカの戦争に、いつでも、どこでも、どんな戦争でも、自衛隊が参戦するためのものにほかならないことであるります。

政府は、日本の平和と安全のためと言いますが、新ガイドラインは、日米が共同計画を策定、更新し、地球的規模で平時から有事に至るあらゆる

る段階で切れ目なく共同対処することを明記しています。

統合幕僚監部の内部文書には、日米両政府にわたる同盟調整メカニズムを常設し、そこに軍軍間の調整所を設置することが明記されていました。

これは、アメリカが世界のどこであれ戦争を引き起こした場合に、米軍の指揮下であらかじめ策定した作戦・動員計画に基づき、自衛隊、政府、自治体、民間事業者がアメリカへの戦争協力を実行するものであります。まさに自動参戦装置であり、我が国の主権を投げ捨てるものにほかならないではありませんか。

第二次世界大戦後のアメリカは、国連憲章と国際法を踏みにじり、先制攻撃の戦争を繰り返してまいりました。ところが、日本政府は、こうした戦争に対して国際法違反として反対を表明したことはただの一度もありません。総理は、違法な武力行使をした国を支援することはないと言いますが、ただの一度もアメリカの戦争に反対したことがない政府が、アメリカの先制攻撃に唯々諸々と付き従うことになるのは、火を見るよりも明らかではありませんか。

新ガイドラインは、日米間の軍事協力を地球規模に拡大するとともに、米国などに対する武力攻撃に対処するため日本が武力を行使することも明記しています。これは、日米安保条約の大改悪にほかなりません。国民的な議論も国会の承認もなく条約の根幹を改定するなど、到底許されることではありません。

自衛隊の統合幕僚長の訪米会談録も明らかにしました。河野統幕長は、昨年十二月に訪米し、法

案の今年夏までの成立を米軍に約束していた。紛れもなく、紛れもなく軍の暴走であり、この法案が、自衛隊が海外で米軍と肩を並べて戦争するためのものであることをこれほど露骨に示すものはありません。しかし、安倍政権は、この自衛隊の暴走をかばい、真相解明に背を向けています。自民党の議員は、その情報入手を防衛省に対して調査しろと言う。まるで戦前の特高警察そのものはありませんか。

今から八十四年前、もう昨日になりましたが、九月十八日に起きた柳条湖事件は、中国大陸への本格的な侵略を開始するものでした。当時の軍部の独走が日本とアジアの民衆に筆舌に尽くし難い苦しみと犠牲をもたらしたことを今こそ思い起こすべきときではないでしょうか。

本法案が憲法違反であることは、今や明々白々です。圧倒的多数の憲法学者を始め、歴代内閣法制局長官、最高裁元長官、裁判官のOBが次々と怒りに満ちた批判の声を上げています。学生が、研究者が、文化人が、ベビーカを押したママたちが、そして戦争を体験した高齢者が、思い思いの自分の言葉で反対の声を上げています。七割に上る国民が今国会での戦争法案の成立に反対し、審議は尽くされていないと答えているではありませんか。

地方公聴会で、弁護士の水上貴史氏はこう述べました。国会は立法をするところです。政府に白紙委任を与える場所ではありません。ここまで重要な問題が審議において明確になり、今の法案が政府自身の説明とも重大な乖離がある状態でこの法案を通してしまふ場合は、もはや国会に存在意

義などありません。これは単なる多数決主義であつて、民主主義ではありません。与党の皆さんは、この重い指摘にどう答えるんですか。

特別委員会での強行に重ねて、この本会議では、自らの討論時間を自らの投票によって制限をし、そして強行成立をさせる。言論を封殺するファッショ的なやり方は、まさに議会の、議会人の自殺行為であり、断じて許されるものではありません。

今、国会を取り巻き、あるいは全国津々浦々で安倍政治を許さないと声を上げている人々の怒りは、立憲主義と民主主義を否定するこの政治へのかつてなく深い怒りであります。それは、本院での中央公聴会でSEALDsの奥田愛基さんが語ったように、この国の未来について、主体的に一人一人、個人として考え、立ち上がっていったものです。時間と時間のことしか言わない恥ずべき議員は、議会から去れと私は申し上げたいと思います。

○議長(山崎正昭君) 小池君、時間が経過いたしました。簡単に願います。

○小池晃君(統) 憲法を踏みにじる政治は、日本の社会と国民を確実に変えつつあります。戦後の歴史に例を見ないような規模での国民的な運動、新しい政治を求める怒濤のような動きは誰にも押しとどめることはできません。そして、この流れは、必ずや自民党、公明党の政治を打ち倒すまで続くであろうということを私は申し上げます。

改めて、憲法破壊の戦争法案は、断固として、断固として廃案とすべきであります。日本共産党は、戦後最悪の安倍政権を打倒し、

この国の政治に立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻すため、あらゆる政党、団体、個人の皆さんと力を合わせて闘い抜く決意を表明し、憲法違反の希代の悪法、戦争法案に対する怒りを込めた反対討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたことの要求が提出されており、

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 山本君、速やかに投票願います。——山本君、速やかに投票願います。——

山本君、投票をお願いします。——山本君、投票をお願いします。もう投票箱を閉鎖いたしますよ、どうぞ。投票してください。——投票しなさい。閉鎖しますよ。

投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 御静粛に願います。投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八票

白色票 百四十八票

青色票 九十票

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前二時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

又市 征治君 石川 博崇君
竹谷とし子君 辰巳孝太郎君
吉田 忠智君 河野 義博君
佐々木さやか君 倉林 明子君
福島みずほ君 矢倉 克夫君
杉 久武君 吉川ゆうみ君

田村 智子君	紙 智子君	上野 通子君	石井 浩郎君
秋野 公造君	新妻 秀規君	赤石 清美君	野上浩太郎君
平木 大作君	江島 潔君	小泉 昭男君	二之湯 智君
井原 巧君	仁比 聡平君	松村 祥史君	水落 敏栄君
大門実紀史君	若松 謙維君	野村 哲郎君	愛知 治郎君
谷合 正明君	横山 信一君	末松 信介君	中川 雅治君
若林 健太君	藤川 政人君	有村 治子君	宮沢 洋一君
中原 八一君	井上 哲士君	林 芳正君	岡田 直樹君
小池 晃君	浜田 昌良君	岡田 広君	金子原二郎君
山本 香苗君	山本 博司君	鶴保 庸介君	関口 昌一君
磯崎 陽輔君	藤井 基之君	岩城 光英君	伊達 忠一君
北川イツセイ君	市田 忠義君	高階恵美子君	岩井 茂樹君
山下 芳生君	荒木 清寛君	平野 達男君	松沢 成文君
山口那津男君	魚住裕一郎君	糸数 慶子君	阿達 雅志君
西田 実仁君	長沢 広明君	青木 一彦君	荒井 広幸君
世耕 弘成君	衛藤 晟一君	脇 雅史君	主濱 了君
山谷えり子君	赤池 誠章君	谷 亮子君	馬場 成志君
長谷川 岳君	大家 敏志君	羽生田 俊君	二之湯武史君
宇都 隆史君	森屋 宏君	長峯 誠君	中泉 松司君
山下 雄平君	山田 修路君	豊田 俊郎君	上月 良祐君
渡邊 美樹君	堀内 恒夫君	酒井 庸行君	島田 三郎君
宮本 周司君	三宅 伸吾君	島村 大君	高野光二郎君
三木 亨君	舞立 昇治君	高橋 克法君	滝沢 求君
堀井 巖君	渡辺 猛之君	滝波 宏文君	石井 準一君
石井 正弘君	石田 昌宏君	山田 俊男君	丸山 和也君
大野 泰正君	太田 房江君	森 まさこ君	丸川 珠代君
大沼みずほ君	北村 経夫君	古川 俊治君	西田 昌司君
古賀友一郎君	牧野たかお君	塚田 一郎君	吉田 博美君
三原じゅん子君	中西 祐介君	松山 政司君	山本 順三君
熊谷 大君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	片山さつき君

松下 新平君	福岡 資麿君
佐藤 信秋君	溝手 顕正君
柳本 卓治君	岸 宏一君
武見 敬三君	山崎 力君
橋本 聖子君	山本 一太君
木村 義雄君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	山本 太郎君
森本 真治君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	安井美沙子君
浜野 喜史君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
西村まさみ君	堂故 茂君
斎藤 嘉隆君	徳永 エリ君
田城 郁君	難波 獎二君
江崎 孝君	柘植 芳文君
野田 国義君	金子 洋一君
吉川 沙織君	牧山ひろえ君
風間 直樹君	相原久美子君
林 久美子君	石井みどり君
広田 一君	藤末 健三君
尾立 源幸君	大久保 勉君
白 眞勲君	足立 信也君
藤本 祐司君	島尻安伊子君
佐藤 正久君	芝 博一君
柳澤 光美君	小林 正夫君
藤田 幸久君	大塚 耕平君
那谷屋正義君	山東 昭子君
尾辻 秀久君	中曽根弘文君
神本美恵子君	田中 直紀君

羽田雄一郎君	郡司 彰君
榛葉賀津也君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	田中 茂君
清水 貴之君	浜田 和幸君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
山口 和之君	東 徹君
有田 芳生君	中野 正志君
中西 健治君	井上 義行君
藤巻 健史君	蓮 舫君
大島九州男君	江口 克彦君
水野 賢一君	山田 太郎君
儀間 光男君	柴田 巧君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
中山 恭子君	松田 公太君
アントニオ猪木君	真山 勇一君
川田 龍平君	小見山幸治君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
櫻井 充君	小川 敏夫君
長浜 博行君	小野 次郎君
室井 邦彦君	前川 清成君
加藤 敏幸君	小川 勝也君
直嶋 正行君	北澤 俊美君
柳田 稔君	前田 武志君
江田 五月君	寺田 典城君
片山虎之助君	
国務大臣	
国務大臣	中谷 元君

議長の報告事項	
昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
辞任	補欠
寺田 典城君	川田 龍平君
厚生労働委員	
辞任	補欠
川田 龍平君	寺田 典城君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
災害対策特別委員	
辞任	補欠
磯崎 仁彦君	岡田 広君
高野光二郎君	上野 通子君
舞立 昇治君	熊谷 大君
大野 元裕君	藤田 幸久君
那谷屋正義君	増子 輝彦君
同日議員から次の質問主意書が提出された。	
パチンコ営業者の株式公開に関する再質問主意書(小見山幸治君提出)(第三〇七号)	
日本版コンパッションネットユース制度に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第三〇八号)	
雇用保険の週及適用期間と雇用保険料の支払い義務期間の差異によって生じる問題に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第三〇九号)	
同日内閣から次の答弁書を受領した。	
参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する再質問に対する答弁書(第二八〇号)	
参議院議員福島みずほ君提出「積極的平和主義」の認識に関する質問に対する答弁書(第二八一号)	

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。	
参議院議員蓮舫君提出中谷防衛大臣の答弁に関する質問(第二八二号)(答弁することができ期限 九月二十五日)	
参議院議員和田政宗君提出指定廃棄物の指定解除手続及び長期管理施設の詳細調査候補地選定の在り方等に関する質問(第二八三号)(同 九月二十五日)	
参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された案件に関する再質問(第二八四号)(同 九月二十五日)	
参議院議員藤末健三君提出我が国が武力攻撃を受けた場合に、攻撃を行った側の国への後方支援活動に対して自衛隊が攻撃できない理由に関する質問(第二八五号)(同 九月二十五日)	
参議院議員藤末健三君提出海上幕僚監部防衛課及び幹部学校作戦法規研究室作成の資料「平和安全法制案について」における「実際の運用を踏まえたイメージ」のリアリティに関する質問(第二八六号)(同 九月二十五日)	
参議院議員藤末健三君提出海外における自衛隊の外国の軍隊等に対する後方支援実施による国内でのテロ攻撃発生の危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する質問(第二八七号)(同 九月二十五日)	

審査報告書

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十七日

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

日本国憲法の下、我が国の戦後七十年の平和国家の歩みは不変であつた。これを確固たるものとするため、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたつて守り続けなければならない。

その上で、我が国は国連憲章その他の国際法規を遵守し、積極的な外交を通じて、平和を守るとともに、国際社会の平和及び安全に我が国としても積極的な役割を果たしていく必要がある。

その際、防衛政策の基本方針を堅持し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないことを改めて確認する。さらに、両法律、すなわち平和安全法制の運用には国会が十全に関与し、国会による民主的統制としての機能を果たす必要がある。

このような基本的な認識の下、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、存立危機事態の認定に係る新三要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」であることに鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこと。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

二、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求めること。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

三、平和安全法制に基づく自衛隊の活動については、国会による民主的統制を確保するものとし、重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること。

また、PKO派遣において、駆け付け警護を行った場合には、速やかに国会に報告すること。

四、平和安全法制に基づく自衛隊の活動について、国会がその承認をするに当たつて国会がその期間を限定した場合において、当該期間を超えて引き続き活動を行おうとするときは、改めて国会の承認を求めること。

また、政府が国会承認を求めるに当たつては、情報開示と丁寧な説明をすること。また、当該自衛隊の活動の終了後において、法律に定められた国会報告を行うに際し、当該活動に対する国内外、現地の評価も含めて、丁寧に説明すること。

また、当該自衛隊の活動について百八十日ごとに国会に報告を行うこと。

五、国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること。

六、国際平和支援法及び重要影響事態法の「実施区域」については、現地の状況を適切に考慮し、自衛隊が安全かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定すること。

七、「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下にのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。

八、我が国が非核三原則を堅持し、NPT条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等を批准していることに鑑み、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラスター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと。

九、なお、平和安全法制に基づく自衛隊の活動の継続中及び活動終了後において、常時監視及び事後検証のため、適時適切に所管の委員会等で審査を行うこと。

さらに、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること。

右決議する。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年七月十六日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九十四条の六第三号」を「第九十四条の七第三号」に改める。

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に對し」を削り、同条第二項第一号中「我が国周辺の地域における」を削る。

第二十二條第二項中「原子力災害派遣」の下に「第八十四条の三第一項の規定による保護措置を加える。

第二十九條の二第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱ひに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱ひに関する法律」に改める。

第七十六條第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた」を「次に掲げる」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

第七十七條の二中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。」を加える。

第七十七條の三中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第七十七條の四第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第八十條第一項中「第七十六條第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第八十四條の四の見出しを「(後方支援活動等)」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供」を「次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動」に改め、同項に次の各号を加える。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) 後方支援活動としての物品の提供

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号) 後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第号) 協力支援活動としての物品の提供

第八十四條の四第二項第一号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同項第二号中「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改め、「後方地域支援を「後方支援活動又は協力支援活動」に改め、同項第四号中「(平成四年法律第七十九号)」を削り、「及び委託」を「委託」に改め、「輸送」の下に「及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動

第八十四條の四を第八十四條の五とする。

第八十四條の三第三項中「第九十四条の五」を「第九十四条の六」に改め、同条を第八十四條の四とし、第八十四條の二の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置)

第八十四條の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体保護のための措置(輸送を含む。以下「保護措置」という。)を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれ

にも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、かつ、戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第九十五条の二第一項において同じ。)が行われることがないと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。)を行うことについて、当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関)の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されることと見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護すること依頼された者その他の当該保護措置と

併せて保護を行うことが適当と認められる者(第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。)の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

第九十二条第一項中「第七十六条第一項の下に」「第一号に係る部分に限る。」を以下この条において「同じ。」を加え、同条第二項後段中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第九十二条の二中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第九十四条の二第一項第一号中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、同項第三号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第二項第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十五条第一項」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十一条第一項」に改める。

第九十四条の八中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条を第九十四条の九とする。

第九十四条の七中「武力攻撃事態における外

国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条を第九十四条の八とする。

第九十四条の六の見出し中「後方地域支援等」を「後方支援活動等」に改め、同条中「自己又は及び」者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある」を削り、同条第一号中「第八十四条の四第二項第一号」を「第八十四条の五第二項第一号」に、「後方地域支援等」を「後方支援活動」に、「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿营地(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。)に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第二号中「第八十四条の四第二項第二号」を「第八十四条の五第二項第二号」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第三号中「第八十四条の四第二項第四号」を「第八十四条の五第二項第四号」に改め、「自衛官」の下に「(次号及び第五号に掲げるものを除く。)」を加え、「自

己」を「自己又は自己」とに、「又は」を「若しくは」に改め、「入った者」の下に「若しくは自己と共にその宿営する宿营地(同法第二十五条第七項に規定する宿营地をいう。)」に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」を加え、同条に次の三号を加える。

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号に掲げるもの又はこれに類するものとして同号の政令で定めるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、若しくはその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号に掲げるものに従事する自衛官 第三号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者(同条第五号に規定する活動関係者をいう。)の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

六 第八十四条の五第二項第五号に規定する協力支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛

官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者若しくは自己と共にその宿営する宿营地(国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。)に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

第九十四条の六を第九十四条の七とする。
第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第九十四条の六とし、第九十四条の四の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体を防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第九十五条の見出し中「武器等」を「自衛隊の武器等」に改め、同条中「又は液体燃料」の下に「以下「武器等」という。」を加え、「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改める。

第九十五条の二中「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(次項において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護する

するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。
第百条の六第一項第一号を次のように改める。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する特定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。)

第百条の六第一項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改め、同号を

同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を、「所在して」の下に「当該保護措置又は」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊
第百条の六第一項第一号の次に次の三号を加える。

二 部隊等が第八十一条の二第二項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊
三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項に次の一号を加える。
十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第三項第一号中「及び第五号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第九号」に改め、同条第四項中「(弾薬を含む。)」を削る。

第百条の八第一項第一号中「参加するオーストラリア軍隊」の下に「(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三十一条第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。)」を加え、同

項第三号中規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を加え、「当該輸送を」これらの輸送に改め、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改める。

第百三条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)」を加え、「基き」を「基づき」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第百三条の二第四項及び第百四条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第百十五条の二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の四中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加え、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第四号」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号」に改める。

第百十五条の五第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を、「出動待機命令」の下に「第七十六条第一項第一号に係る部分に限る。)」の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに

限る。)」を加え、同条第二項中「第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書」を削り、「(薬局開設者等)」の下に「同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等と」を加える。

第百十五条の六第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第百十五条の七中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の八第一項、第百十五条の九及び第百十五条の十第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第百十五条の十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。)」を加える。

第百十五条の十二中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第百十五条の十三第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。)」を加える。

第百十五条の十四第一項、第百十五条の十五第一項、第百十五条の十六第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の十八、第百十五条の十九及び第百十五条の二十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第百十五条の二十二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の二十三第一項及び第百十五条の二十四第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第百二十二条の次に次の一条を加える。
第百二十二条の二 第百十九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九条第二項の罪(同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国際平和協力業務(第六条―第二十四条)」を「第三章 国際平和協力業務等 第二節 自衛官の国際連合

(第六条―第二十六条) に、「第二十五条」を「第三十条」に、「第二十六条・第二十七条」を「第三十一条―第三十四条」に改める。

七条を「第三十一条―第三十四条」に改める。

第一条及び第二条第一項中「国際連合平和維持活動」の下に、「国際連携平和安全活動」を加える。

第三条第一号中「確保」の下に、「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ため」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）にを削り、「いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」を「実施されるもの」のうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることに

ついでに同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号ロ中「別表第三」を「別表第四」に、「第二号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 国際連携平和安全活動

第三条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「次に掲げるもの」の下に、「国際連携平和安全活動のために実施される業務で次に掲げるもの」を加え、「又からレまで」を「ワからツまで、ナ及びラ」に、「及び国際的な選挙監視活動」を「並びに国際的な選挙監視活動」に、「ト及びレ」を「チ及びナ」に改め、同号ハ中「部品」の下に「及び弾薬」を加え、同号レ中「タ」を「ネ」に改め、同号レを同号ナとし、同号タ中「ヨ」を「ソ」に、「又は機械器具」を「機械器具」に改め、「修理」の下に「又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）」を加え、同号タを同号ツとし、その次に次のように加える。

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和

和安活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

第三条第三号中ヨをソとし、又からレまでをワからレまでとし、同号リ中「チ」を「リ及びヌ」に、「行政事務」を「立法、行政」に規定する組織に係るものを除く。又は司法に関する事務」に改め、同号リを同号ルとし、その次に次のように加える。

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三条第三号チを同号リとし、その次に次のように加える。

又 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

第三条第三号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

第三条第三号に次のように加える。

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてのナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体保護

第三条第三号を同条第五号とし、同条第二号の二中「別表第二」を「別表第三」に、「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第一」を「別表第二」に、「第四号」を「第六号」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条に規定する国際連合の主要機関のいずれかの

第三章の章名を次のように改める。

第三章 国際平和協力業務等

第三章第六条の前に次の節名を付する。

第一節 国際平和協力業務

第六条第一項中「あるとき」の下に「(国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イから八まで又は第二号イから八までに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。)」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

二 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(第三条第二号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。))

第六条第二項第二号ハ中「第二十号第一項」を「第二十一号第一項」に改め、同条第四項中「第二号の二」を「第四号」に、「この章」を「この節」に改め、同条第五項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務(海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第五条に規定する事務に係るものに限る。)、同号ワからツまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)」を「同法に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「第三条第三号イからヘまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号ヌからタまで」を「同号ヲからネまで」に、「又はこれらの」を「これらの」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、「定める業務」の下に「又は同号ラに掲げる業務」を加え、同条第七項中「行」の下に「国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される」を加え、「第三条第三

号イからヘまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「参加する」を「参加し、又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施する」に、「本条第一項第一号及び第十三項第一号」を「及び第二号、本条第一項(第三号及び第四号を除く。)」及び第十三項(第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。)」に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十五条並びに第二十六条」に改め、「につき」の下に「実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に「実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣総理大臣は、実施計画の変更(第一号から第八号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。)をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「(第三条第一号イに該当するものに限る。)」を加え、「第三条第一号」を「同号イ」に、「規定する同意」を「掲げる同意」に改め、同項第三号中「第三条第二号の二」を「第三条第四号」に、「第一項第三号に規定する」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に、「第一項第二号に規定する」を「第一項

第三号に掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 国際連合平和維持活動(第三条第一号ロに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動(第三条第一号ハに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

四 国際連合平和安全活動(第三条第二号イに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

五 国際連合平和安全活動(第三条第二号ロに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

六 国際連合平和安全活動(第三条第二号ハに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

九 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十 国際連合平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動

動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものについては、同条第三号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

14 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができ

第八条第一項中「並びに第六号及び第七号」を「及び第六号から第九号まで」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第六条第十三項各号」を「第六条第十三項第一号から第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七 第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲

げる業務に従事する者が行ふべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項
第八條第二項中「前項第六号」の下に「及び第七号」を加える。
第二十七條を第三十四條とする。

第二十六條第一項中「第三章」を「第三章第一節」に改め、同條を第三十一條とし、同條の次に次の二條を加える。
(請求權の放棄)

第三十二條 政府は、國際連合平和維持活動、國際連合平和安全活動、人道的な國際救援活動又は國際的な選挙監視活動に参加するに際して、國際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる國際機關又はこれらの活動に参加する國際連合加盟國その他の國(以下この條において「活動参加國等」という。)から、これらの活動に起因する損害についての請求權を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が國がこれらの活動に参加する上でこれに應じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加國等及びその要員に対する我が國の請求權を放棄することを約することができる。

(大規模な災害に対処する合衆國軍隊等に対する物品又は役務の提供)
第三十三條 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九條第四

項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という。)から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。 一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動(防疫活動を含む。)その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動 二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送 2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。 3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の	提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。 4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。 第二十五条の見出しを削り、同条第一項及び第三項中「国際連合平和維持活動」の下に、「国際連携平和安全活動」を加え、第四章中同条を第三十条とする。 第二十四条の見出しを削り、同条第一項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第二項中「防衛する」を「防護する」に、「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同条第三項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、「第三項」の下に「第七項」を加え、「及び第三項」を「の規定及びこの項において準用する第三項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「から第三項まで」を「及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。 7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員と共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地(第七項に規定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。)」に所在する者と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。 第三章中第二十四条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(武器の使用)」を付し、同条の次に次の一条及び一節を加える。 第二十六条 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自	己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。 2 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。 3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。 4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。 第二節 自衛官の国際連合への派遣(自衛官の派遣) 第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応
---	--	--

じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に關するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができ

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならぬ。

(身分及び処遇)
第二十八条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)

第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に

係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

第二十三条第一項中「国際平和協力業務」の下に「(第三条第五号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。)」を加え、同条を第二十四条とする。

第二十二條の前の見出しを削り、同条を第二十三條とし、同条の前に見出しとして「(小型武器の保有及び貸与)」を付する。

第二十一條を第二十二條とする。

第二十條第一項中「第三条第三号ル」を「第三条第五号力」に、「同号ヌからヨまで」を「同号ワからソまで」に改め、同条を第二十一條とし、第十九條を第二十條とし、第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とする。

第十六條第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十七條とし、第十五條を第十六條とする。

第十四條中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第十三條を第十四條とする。

第十二條の前の見出しを削り、同条第一項中「国際平和協力業務の下に」(第三条第五号ラに掲げる業務を除く。))を加え、同項ただし書中「第三条第三号イからハまでに掲げる業務及び」を「第三条第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる業務並びに」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「自衛隊員以外の者」を「自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナ

の政令で定める業務に係る国際平和協力業務に

ついては自衛隊員」に改め、同条第八項中「第十六條」を「第十七條」に改め、同条を第十三條とし、同条の前に見出しとして「(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)」を付する。

第十一條第一項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号二若しくはチからネまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、同条を第十二條とする。

第十條の見出し中「協力隊の」を削り、同条中「協力隊の」及び「(以下「隊員」という。))」を削り、同条を第十一條とし、第九條の次に次の一條を加える。

(隊員の安全の確保等)

第十條 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たつては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の安全の確保に配慮しなければならぬ。

別表第三第一号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第三第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

別表第三を別表第四とする。

別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改め、同表第二号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画
別表第二号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金
別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一(第二條、第三十二條関係)

一 国際連合

二 国際連合の総会によつて設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
三 国際連合平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二條に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正)

第三條 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

第一條中「我が国周辺の地域における」を削り、「周辺事態」を「重要影響事態」に、「対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め」を「際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより」に、「寄与し」を「寄与することを中心とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し」に改める。

第二条の見出し中「周辺事態を重要影響事態」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して、」を「重要影響事態に際して、」に、「後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に、「以下「船舶検査活動法」という。」を「第二条」に、「その他の周辺事態を」を「重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。」その他の重要影響事態」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

第三条第一項第三号を削り、同項第二号中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、「（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）」及び

「後方地域において」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）を「合衆国軍隊等」に改め、「後方地域において」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 合衆國軍隊等 重要影響事態に對処し、日米安保條約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆國の軍隊及びその他の國際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外國の軍隊その他これに類する組織をいう。

第三条第二項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に、「合衆国軍隊」を「合衆国軍隊等」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改める。

第四号第一項中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第一号及び第二号中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 搜索救助活動

四 船舶検査活動

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項
イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

口 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号
 を第八号とし、同項第六号中「第二号」を「第三
 号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五
 号を同項第六号とし、同項第四号中「船舶検査
 活動法第四条」を「船舶検査活動を実施する場合
 における重要影響事態等に際して実施する船舶
 検査活動に関する法律第四条第一項」に改め、
 同号を同項第五号とし、同項第三号中「後方地
 域搜索救助活動を実施する場合」を「搜索救助活
 動を実施する場合」に改め、同号イ及びロ中「後
 方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改
 め、同号ハ中「後方地域搜索救助活動」を「搜索
 救助活動」に、「後方地域支援」を「後方支援活
 動」に改め、同号ニ中「後方地域搜索救助活動」
 を「搜索救助活動」に改め、同号ニを同号ホと
 し、同号ハの次に次のように加える。

二 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

第四條第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「後方地域支援を実施する場合」を「後方支援活動を実施する場合」に改め、同号イからハまでの規定中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号二中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活

動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

第四条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

第四條第三項中「第二項」の下に「及び前項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の後方支援活動又は捜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

第五条中「後方地域支援、後方地域搜索救助活動」を「後方支援活動、搜索救助活動」に改める。

第六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「当該後方地域支援」を「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動に改め、同条第四項中「がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた」を「において、自衛隊の部隊等が第三條第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての

第二條第四項の同意が存在しなくなつたと認めらるに改め、同条第五項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「公海又はその上空における輸送を我が国の領域外におけるもの」に、「当該輸送を当該後方支援活動」に、「の近傍」を「又はその近傍」に改める。

第七條の見出し及び同条第一項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同条第二項中「当該後方地域搜索救助活動を」実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動に改め、同条第三項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「実施区域」を「実施区域」に改め、「同条第五項の規定は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊

の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができ。

第十一條第一項中「第七條第七項」を「第七條第八項」に改め、「含む」の下に「第五項及び第六項において同じ」を加え、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、「実施を」の下に「命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動の実施を」を加え、「その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った）に改め、「武器」の下に「（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四條第二項第三号又は第四號二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

第十一條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつ

て生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第十一條に次の二項を加える。

5 第六條第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、阻障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用に

ついては、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者）」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二條第五項に規定する隊員をいう。）とする。

6 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、第六條第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一基地業務の項の次に次のように加える。

宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第一の備考を次のように改める。

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二の備考を次のように改める。

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

（周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正）

第四条 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

第一条中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を

「重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「規定する周辺事態」を「規定する重要影響事態をいう。以下同じ。）又は国際平和共同対処事態（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「国際平和協力支援活動法」という。）第一条に規定する国際平和共同対処事態をいう。以下同じ。）に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国を「我が国及び国際社会」に改め

第二条中「周辺事態」を「重要影響事態又は国際平和共同対処事態」に改め、「我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において」を削る。

第三条中「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行つて」を「アメリカ合衆国の軍隊を「合衆国軍隊等（重要影響事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。）に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態安全確保法第三条第一項第一号」を「同項第二号」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、国際平和共同対処事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等（国際平和協力支援活動法第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等をいう。）の部隊に対して協力支援活動（同項第二号に規定する協力支援活動をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、国際平和協力支援活動法別表第二に掲げるものとする。

第四条の見出し中「周辺事態安全確保法に規定する」を削り、同条中「船舶検査活動の実施に際して」を「重要影響事態における船舶検査活動の実施に際して」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、「（以下「基

本計画という。）を削り、同条第二号中「構成」の下に並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間を加え、同条第五号中「前条後段」を「前条第一項後段」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項（当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動若しくは国際平和共同対処事態に

における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（重要影響事態安全確保法第二条第四項又は国際平和協力支援活動法第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

第五条第一項中「基本計画」を「前条第一項又は第二項の基本計画（第五項において単に「基本計画」という。）に改め、同条第二項中「実施要項において」の下に「実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要影響事態安全確保法第二条第四項の同意若しくは国際平和共同対処事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての国際平和協力支援活動法第二条第四項の同意が存在しなくなつたと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

第五条第六項中「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「第三條後段の後方地域支援について」を「第三條第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七条の規定は国際平和共同

対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三項第二項後段の協力支援活動について、それぞれに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項において準用する周辺事態安全確保法第六條第四項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

第六條第一項中「命ぜられた」を「命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六條第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力活動法第七條第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられた」に、「当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。）若しくはその職務を行うに自己の管理の下に入つたに改め、（「武器」の下に「自衛隊が外国の領域で当該船舶検査活動又は当該後方支援活動若しくは当該

該協力支援活動を実施している場合については、第四條第一項第二号又は第二項第二号の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第六條に次の一項を加える。
5 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、前条第一項の規定により船舶検査活動我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六條第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の任務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七條第二項の規定により国際平

和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の任務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第五條 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処の」に、
第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法律
第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への制の整備（第二十一條―第二十三條）
対処のための措置（第二十四條―第二十七條）
を「第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一條―第二十四條）」に改める。

第一條中「同じ。」及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に關して必要となる法制の整備に關する事項を定め」を削る。

第二條中「この法律」の下に「第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。」を加え、同条第七号イ(2)中「及びアメリカ

合衆国」を、「アメリカ合衆国」に改め、「必要な行動の下に」及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加え、同号に次のように加える。

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置
第二條中第七号を第八号とし、第四号から第

六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第六項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「協力しつつ」を「協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「においては」を「及び存立危機事態においては」に、「これ」を「存立危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

第四条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資す

る施策を実施するものとする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「指定公共機関が」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項
イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実
ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあつては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

第九条第二項第二号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「においては」を「又は存立危機事態においては」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等」におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態」の下

に「又は存立危機事態」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等」におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十条第一項中「武力攻撃事態等対策本部を「事態対策本部」に改める。

第十一条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策副本部長」を「事態対策副本部長」に、「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十三条第一項中「第二条第四号ロ」を「第二条第五号ロ」に改める。

第十八条中、「国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて」を削り、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「について」の下に、「国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項）の規定に従つて」を加える。

第二十四条第一項中「第二十七条を「第二十四条」に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、第四章中同条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二条とし、第二十六条を第二十三条とする。

第二十七条中「及び第六項」を、「第四項及び第七項」に、「第四条中」を「第四条第一項中」に改め、同条を第二十四条とする。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正）

第六条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

第一条中「において」を「において」に、「その他の当該行動」を「武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動」に改める。

第二条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動（前号に規定する行動）武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するため必要な準備のための同号に規定する行動」をいう。以下同じ。が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施するを「次に掲げる」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力攻撃事態等において、特定合衆国

軍隊の行動(第六号に規定する行動)武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のため、同号に規定する行動をいう。以下同じ。が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の特定合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

口 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、外国軍隊の行動(前号に規定する行動)武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動をいう。以下同じ。が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

第二条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 外国軍隊 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊(特定合衆国軍隊を除く。)をいう。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。
五 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

第三条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立

危機事態」を加える。

第四条中「武力攻撃」の下に「及び存立危機武力攻撃」を加える。

第五条中「から」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第六条の見出し中「合衆国政府」を「合衆国政府等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動又は外国軍隊の行動(以下「特定合衆国軍隊等の行動」という。))に、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊等の行動」に改める。

第八条中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊等の行動」に、「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第九条(見出しを含む)中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等対策部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十四条第一項中「合衆国軍隊の次の」を「特定合衆国軍隊の次の」に改め、同項第一号中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改め、同項第二号中「合衆国軍隊車両」を「特定合衆国軍隊車両」に、「合衆国軍隊の使用する」を「特定合衆国軍隊の使用する」に、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改め

る。

第十五条第一項中「合衆国軍隊の用」を「特定合衆国軍隊の用」に改め、同条第二項及び第三項中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改める。

(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正)

第七条 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第一百四十四号の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「同条第四号、同条第六号」を「同条第五号、同条第七号」に改め、同条第二項中「第二条第七号(1)」を「第二条第八号(1)」に改め、「行動」の下に

「及び外国軍隊(武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第一百四十三号)第二条第七号に規定する外国軍隊をいう。が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加える。

第十八条第一項第一号中「第二条第七号(1)」を「第二条第八号(1)」に改める。

第二十一条中「第二十五条第一項」を「第二十条第二項」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第八条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第

百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。以下同じ。))の下に「及び存立危機事態(同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。))」を加え、「我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。))における」を削る。

第二条第一号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態又は存立危機事態」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。))の下に「又は存立危機武力攻撃(同法第二条第八号(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。次号において同じ。))」を加え、同条第二号中「外国軍隊等が所在する我が国」を「武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国に改め、「周辺の」の下に「公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。))上の地域を、存立危機事態においては外国軍隊等が所在する存立危機武力攻撃を受けている外国の領域又は当該外国周辺の」を加える。

平成二十七年九月十九日 参議院會議録第四十四号 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

第四条第一項中「又は我が国周辺の」を、
国の領海(海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。)又は「に」に、「第四章」を「同章」に改める。

第十六条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三十八条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に、「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五十八条中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。
(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第九条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

第一条中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態」を、「より、武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に、「次号」

を「以下この条に改め、同条第十八号を第二十号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、「(武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号二、

へ及び「中」(武力攻撃)の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

第四条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。
第十条中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。
第十六条第一項中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改め、同条第二項中「武力攻撃」

の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。
第十八条第三号中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第四十八条第三号中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第八十二条第一項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三百三十七条第一項から第三項までの規定中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「際して、武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三百三十九条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。
第四百零一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第四百零一条の見出しを「(武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後の送還)」に改める。
第四百零六条第一項中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五百零九条及び第六百六十八条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第七百七十一条第一項中「規定は」の下に「武力攻撃事態に際して」を加える。
(国家安全保障會議設置法の一部改正)

第十条 国家安全保障會議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「同じ。」の下に「又は

存立危機事態」を加え、同項第五号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第六号中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 国際平和と共同対処事態への対処に関する重要事項

第二条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態、国際平和と共同対処事態」に、「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項

九 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項(第四号から前号までに掲げるものを除く。)

第二条第二項中「第四号まで」の下に「及び次の各号」を加え、「第八号まで及び第十号に掲げる事項」を「第十号まで及び第十二号に掲げる事項(次の各号に掲げる事項を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は国際連合平和と安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するも

のとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ナに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

口 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ナに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

第二条第三項中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態」に、「第十号」を「第十二号」に改める。

第五条第一項第一号中「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号中「第二項第一項第九号」を「第二項第一項第十一号」に改め、同項第三号中「第二項第一項第十号」を「第二項第一項第十二号」に改める。

第九条第二項中「第八号まで」を「第七号まで、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十二号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第九号及び第十号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(附則第十条において「施行日」という。)が刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法附則第十二条見出しを含む。)中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」とあるのは、「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」とする。

第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百十四条の五第一項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第六号」に、「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

第四条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正

処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「以下」の下に「この号において」を、「確保」の下に「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合

意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨としてを削り、「実施されるもの」の下に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国(当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関。以下この号において同じ。)及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合にあっては、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 事態対処法の一部改正(第百九十五条)」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第二条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「事態対処法第二十二條第一号に掲げる」を「次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするため」に、「同号へ」を「第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

第百七十二條第一項中「第二十五條第一項」を「第二十二條第一項」に、「すべて」を「全て」に、

平成二十七年九月十九日 参議院會議録第四十四号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 国際平和共同対処事
態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

国際平和共同対処事

三〇

「第二十五条第三項第二号」を「第二十二條第三項第二号」に改める。

第百八十一條第一項中「第二十六條第一項」を

「第二十三條第一項」に、「第二十七條」を「第二十四條」に改める。

第百八十三條の表第二十五條第一項の項中

「第二十五條第四項」を「第二十二條第四項」に改める。

第十一章を削る。

（武力紛争の際の文化財の保護に関する法律及び原子力規制委員会設置法の一部改正）

第六條 次に掲げる法律の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

一 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）第六條第一項

二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第十條第四項第三号

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七條 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三百四十一條（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二條（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を

「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条のうち武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三條第十一号及び第十二号の改正規定中「第三條第十一号及び第十二号」を「第三條第十三号及び第十四号」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第八條 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十四條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第九條 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十九号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十三條の表捕虜資格認定等審査会の項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。
第三十條中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

（防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十條 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十條の改正規定中「第三十條」とあるのは、「第三十二條」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第十一條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項第五十二号中「第三條第三号」を「第三條第五号」に、「同條第四号」を「同條第六号」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第十二條 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の項中「第三條第七号イ」を「第三條第九号イ」に改め、同表周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同表武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二條第四号イ」を「第二條第五号イ」に改める。

審査報告書

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十七日

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようになるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

日本国憲法の下、我が国の戦後七十年の平和国家の歩みは不変であつた。これを確固たるものとするため、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたつて守り続けなければならない。

その上で、我が国は国連憲章その他の国際法規を遵守し、積極的な外交を通じて、平和を守るとともに、国際社会の平和及び安全に我が国としても積極的な役割を果たしていく必要がある。

その際、防衛政策の基本方針を堅持し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないことを改めて確認する。さらに、両法律、すなわち平和安全法制の運用には国会が十全に関与し、国会による民主的統制としての機能を果たす必要がある。

このような基本的な認識の下、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、存立危機事態の認定に係る新三要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかなる状況」であることに鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこと。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

二、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の

国会承認については、例外なく事前承認を求めること。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

三、平和安全法制に基づく自衛隊の活動については、国会による民主的統制を確保するものとし、重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること。

また、PKO派遣において、駆け付け警護を行った場合には、速やかに国会に報告すること。

四、平和安全法制に基づく自衛隊の活動について、国会がその承認をするに当たって国会がその期間を限定した場合において、当該期間を超えて引き続き活動を行うおとすときは、改めて国会の承認を求めること。

また、政府が国会承認を求めるに当たっては、情報開示と丁寧な説明をすること。また、当該自衛隊の活動の終了後において、法律に定められた国会報告を行うに際し、当該活動に対する国内外、現地の評価も含めて、丁寧に説明すること。

また、当該自衛隊の活動について百八十日ごとに国会に報告を行うこと。

五、国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること。

六、国際平和支援法及び重要影響事態法の「実施区域」については、現地の状況を適切に考慮し、自衛隊が安全かつ円滑に活動できるよう、

自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定すること。

七、「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下でのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。

八、我が国が非核三原則を堅持し、NPT条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等を批准していることに鑑み、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラスター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと。

九、なお、平和安全法制に基づく自衛隊の活動の継続中及び活動終了後において、常時監視及び事後検証のため、適時適切に所管の委員会等で審査を行うこと。

さらに、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること。

右決議する。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十七年七月十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 対応措置等(第四条—第十一条)

第三章 雑則(第十二条—第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「国際平和共同対処事態」という。)に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく協力支援活動若しくは捜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)第二条に規定する船舶検査活動(国際平和共同対処事態に際して実施するものに限る。第四条第二項第五号において単に「船舶検査

査活動」という。)(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 協力支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第八条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

(定義等)
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 諸外国の軍隊等 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在す

る場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条

第一号に規定する国際連合平和維持活動、同条第二号に規定する国際連携平和安全活動又は同条第三号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等を除く。)をいう。

イ 当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議

ロ イに掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議

二 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

2 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法

(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。))が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

第二章 対応措置等

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、國際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 國際平和共同対処事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに國際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 國際社会の取組の状況

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 前条第二項の協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

二 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に無償又は時価よりも低い対価で譲渡する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項

四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

二 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要

影響事態等に際して実施する船舶検査活動に
関する法律第四条第二項に規定する事項

六 対応措置の実施のための関係行政機関の連
絡調整に関する事項

三 協力支援活動又は捜索救助活動を外国の領域
で実施する場合には、当該外国(第二条第四項
に規定する機関がある場合にあつては、当該機
関)と協議して、実施する区域の範囲を定める
ものとする。

四 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更
について準用する。

(国会への報告)

第五条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅
滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があつたときは、
その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したとき
は、その結果

(国会の承認)

第六条 内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、
当該対応措置を実施することにつき、基本計画
を添えて国会の承認を得なければならない。

二 前項の規定により内閣総理大臣から国会の承
認を求められた場合には、先議の議院にあつて
は内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の
休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院
にあつては先議の議院から議案の送付があつた
後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、そ
れぞれ議決するよう努めなければならない。

三 内閣総理大臣は、対応措置について、第一項
の規定による国会の承認を得た日から二年を経

過する日を超えて引き続き当該対応措置を行
うとするときは、当該日の三十日前の日から当
該日までの間に、当該対応措置を引き続き行
うことにつき、基本計画及びその時までに付
いた対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会
に付議して、その承認を求めなければならない。
ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が
解散されている場合には、その後最初に召集さ
れる国会においてその承認を求めなければなら
ない。

四 政府は、前項の場合において不承認の議決が
あつたときは、遅滞なく、当該対応措置を終了
させなければならない。

五 前二項の規定は、国会の承認を得て対応措置
を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置
を引き続き行おうとする場合について準用す
る。

(協力支援活動の実施)

第七条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基
本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動と
しての自衛隊に属する物品の提供を実施するも
のとする。

二 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項
の協力支援活動としての自衛隊による役務の提
供について、実施要項を定め、これについて内
閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にそ
の実施を命ずるものとする。

三 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施
される必要のある役務の提供の具体的内容を考
慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に
実施することができるように当該協力支援活動

を実施する区域(以下この条において「実施区
域」という。)を指定するものとする。

四 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部におい
て、自衛隊の部隊等が第三条第二項の協力支援
活動を円滑かつ安全に実施することが困難であ
ると認める場合又は外国の領域で実施する当該
協力支援活動についての第二条第四項の同意が
存在しなくなったと認める場合には、速やか
に、その指定を変更し、又はそこで実施されて
いる活動の中断を命じなければならない。

五 第三条第二項の協力支援活動のうち我が国の
領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊
の部隊等の長又はその指定する者は、当該協力
支援活動を実施している場所若しくはその近傍
において戦闘行為が行われるに至つた場合若し
くは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われ
ることが予測される場合又は当該部隊等の安全
を確保するため必要と認める場合には、当該協
力支援活動の実施を一時休止し又は避難するな
どして危険を回避しつつ、前項の規定による措
置を待つものとする。

六 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第
四項の規定により実施区域を縮小する変更を除
く。)について準用する。

(捜索救助活動の実施等)

第八条 防衛大臣は、基本計画に従い、捜索救助
活動について、実施要項を定め、これについて
内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等に
その実施を命ずるものとする。

二 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施
される必要のある捜索救助活動の具体的内容を

考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全
に実施することができるように当該捜索救助活
動を実施する区域(以下この条において「実施区
域」という。)を指定するものとする。

三 捜索救助活動を実施する場合において、戦闘
参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助
するものとする。

四 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更
及び活動の中断について準用する。

五 前条第五項の規定は、我が国の領域外におけ
る捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部
隊等の長又はその指定する者について準用す
る。この場合において、同項中「前項」とあるの
は、「次条第四項において準用する前項」と読み
替へるものとする。

六 前項において準用する前条第五項の規定にか
かわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部
隊等がその救助を開始しているときは、当該部
隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係
る捜索救助活動を継続することができる。

七 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(第
四項において準用する前条第四項の規定により
実施区域を縮小する変更を除く。)について準用
する。

八 前条の規定は、捜索救助活動の実施に伴う第
三条第三項後段の協力支援活動について準用す
る。

(自衛隊の部隊等の安全の確保等)
第九条 防衛大臣は、対応措置の実施に当たつて
は、その円滑かつ効果的な推進に努めるととも
に、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなけ
ればならない。

(関係行政機関の協力)

第十条 防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があるとき、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(武器の使用)

第十一条 第七条第二項(第八条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定により協力支援活動としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二十五条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体

の保護のためやむを得ない必要があると認める相対的理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器(自衛隊が外国の領域で当該協力支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号二又は第四号二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができるところがないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二十五条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」とあるのは「その宿営する宿营地(第五項に

規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する諸外国の軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員同法第二十五条第五項に規定する隊員をいう。」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の任務の提供(我が国の領域外におけるものに限り。)の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動(我が国の領域外におけるものに限り。の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

第三章 雑則

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、協力支援活動の実施に当たつて、自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、協力支援活動の対象となる諸外国の軍隊等から第三条第一項第一号に規定する活動(以下「事態対処活動」という。)の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該事態対処活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(国以外の者による協力等)

第十三条 防衛大臣は、前章の規定による措置の

みによつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は任務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる。

2 政府は、前項の規定により協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(請求権の放棄)

第十四条 政府は、自衛隊が協力支援活動又は搜索救助活動(以下この条において「協力支援活動等」という。)を実施するに際して、諸外国の軍隊等の属する外国から、当該諸外国の軍隊等の行う事態対処活動又は協力支援活動等に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

投票者氏名

両案に対する討論その他の発言時間は一人十五分に制限することの動議(野上浩太郎君外一名提出)

賛成者氏名

一四五名

阿達 雅志君	愛知 治郎君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
青木 一彦君	赤池 誠章君	酒井 庸行君	山東 昭子君
赤石 清美君	有村 治子君	島尻安伊子君	島田 三郎君
井原 巧君	石井 準一君	島村 大君	末松 信介君
石井 浩郎君	石井 正弘君	世耕 弘成君	関口 昌一君
石井 みどり君	石田 昌宏君	伊達 忠一君	高階恵美子君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	高野光二郎君	高橋 克法君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	滝沢 求君	滝波 宏文君
岩城 光英君	宇都 隆史君	武見 敬三君	柘植 芳文君
上野 通子君	江島 潔君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	堂故 茂君	豊田 俊郎君
大家 敏志君	大沼みずほ君	中泉 松司君	中川 雅治君
大野 泰正君	太田 房江君	中曾根弘文君	中西 祐介君
岡田 直樹君	岡田 広君	中原 八一君	長峯 誠君
片山さつき君	金子原二郎君	二之湯 智君	二之湯武史君
木村 義雄君	岸 宏一君	西田 昌司君	野上浩太郎君
北川イッセイ君	北村 経夫君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
熊谷 大君	小泉 昭男君	橋本 聖子君	馬場 成志君
小坂 憲次君	古賀友一郎君	福岡 資磨君	林 芳正君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君	藤川 政人君	藤井 基之君
		堀井 巖君	古川 俊治君
		舞立 昇治君	堀内 恒夫君
		松下 新平君	牧野たかお君
			松村 祥史君

松山 政司君	丸川 珠代君	反対者氏名	九三名	儀間 光男君	清水 貴之君	上野 通子君	江島 潔君
丸山 和也君	三木 亨君	足立 信也君	相原久美子君	柴田 巧君	寺田 典城君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
三原しゅん子君	三宅 伸吾君	有田 芳生君	石上 俊雄君	藤巻 健史君	真山 勇一君	大家 敏志君	大沼みずほ君
水落 敏榮君	溝手 顕正君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	室井 邦彦君	井上 哲士君	大野 泰正君	太田 房江君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	江崎 孝君	江田 五月君	市田 忠義君	紙 智子君	岡田 直樹君	岡田 広君
森 まさこ君	森屋 宏君	小川 勝也君	小川 敏夫君	倉林 明子君	小池 晃君	片山さつき君	金子原二郎君
柳本 卓治君	山崎 力君	尾立 源幸君	大久保 勉君	田村 智子君	大門実紀史君	木村 義雄君	岸 宏一君
山下 雄平君	山田 修路君	大島九州男君	大塚 耕平君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	北川イツセイ君	北村 経夫君
山田 俊男君	山谷えり子君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	山下 芳生君	行田 邦子君	熊谷 大君	小泉 昭男君
山本 一太君	山本 順三君	風間 直樹君	金子 洋一君	山口 和之君	山田 太郎君	小坂 憲次君	古賀友一郎君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	神本美恵子君	北澤 俊美君	水野 賢一君	渡辺美知太郎君	上月 良祐君	鴻池 祥肇君
若林 健太君	渡辺 猛之君	郡司 彰君	小西 洋之君	福島みずほ君	又市 征治君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	小林 正夫君	小見山幸治君	谷 亮子君	主濱 了君	酒井 庸行君	山東 昭子君
荒木 清寛君	石川 博崇君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	平野 達男君	山本 太郎君	島尻安伊子君	島田 三郎君
魚住裕一郎君	河野 義博君	芝 博一君	榛葉賀津也君	輿石 東君	糸数 慶子君	島村 大君	末松 信介君
佐々木さやか君	杉 久武君	津田弥太郎君	田中 直紀君	日程第一 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		世耕 弘成君	関口 昌一君
竹谷とし子君	谷合 正明君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	日程第二 国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)		伊達 忠一君	高階恵美子君
長沢 広明君	新妻 秀規君	長浜 博行君	難波 奨二君	賛成者氏名	一四八名	滝沢 求君	高橋 克法君
西田 実仁君	浜田 昌良君	西村まさみ君	野田 国義君	阿達 雅志君	愛知 治郎君	武見 敬三君	滝波 宏文君
平木 大作君	矢倉 克夫君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	青木 一彦君	赤池 誠章君	塚田 一郎君	柘植 芳文君
山口那津男君	山本 香苗君	浜野 喜史君	林 久美子君	赤石 清美君	有村 治子君	堂故 茂君	鶴保 庸介君
山本 博司君	横山 信一君	広田 一君	福山 哲郎君	井原 巧君	石井 準一君	中泉 松司君	豊田 俊郎君
若松 謙維君	アノ二才猪木君	藤末 健三君	藤田 幸久君	石井 浩郎君	石井 正弘君	中曽根弘文君	中川 雅治君
井上 義行君	田中 茂君	藤本 祐司君	前川 清成君	石井 みどり君	石田 昌宏君	中原 八一君	中西 祐介君
松田 公太君	江口 克彦君	前田 武志君	牧山ひろえ君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	二之湯 智君	長峯 誠君
中野 正志君	中山 恭子君	増子 輝彦君	水岡 俊一君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	野村 哲郎君	二之湯武史君
浜田 和幸君	和田 政宗君	森本 真治君	安井美沙子君	磯崎 邦子君	岩井 茂樹君	長谷川 岳君	野上浩太郎君
荒井 広幸君	松沢 成文君	古川 沙織君	柳田 稔君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	橋本 聖子君	羽生田 俊君
脇 雅史君		東 徹君	小野 次郎君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	福岡 資麿君	馬場 成志君
		片山虎之助君	川田 龍平君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	藤川 政人君	林 芳正君
				猪口 邦子君	岩井 茂樹君	堀井 巖君	藤井 基之君
				猪口 邦子君	岩井 茂樹君		堀内 恒夫君

舞立 昇治君	松山 新平君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	若林 健太君	渡邊 美樹君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	井上 義行君	松田 公太君	山田 太郎君	中野 正志君	浜田 和幸君	荒井 広幸君	松沢 成文君	
牧野たかお君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	アントニオ猪木君	田中 茂君	山口 和之君	江口 克彦君	中山 恭子君	和田 政宗君	平野 達男君	脇 雅史君
反対者氏名	足立 信也君	有田 芳生君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	郡司 彰君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	田城 郁君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君	前田 武志君	増子 輝彦君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	東 徹君	片山虎之助君
九〇名	相原久美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	小川 敏夫君	大久保 勉君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	田中 直紀君	徳永 エリ君	直嶋 正行君	難波 奨二君	野田 国義君	白 眞勲君	林 久美子君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	前川 清成君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	安井美沙子君	柳田 稔君	蓮 舫君	小野 次郎君	川田 龍平君
儀間 光男君	柴田 巧君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	市田 忠義君	倉林 明子君	田村 智子君	辰巳孝太郎君	山下 芳生君	水野 賢一君	福島みずほ君	吉田 忠智君	谷 亮子君	糸数 慶子君	興石 東君	清水 貴之君	寺田 典城君	真山 勇一君	井上 哲士君	紙 智子君	小池 晃君	大門実紀史君	仁比 聡平君	行田 邦子君	渡辺美知太郎君	又市 征治君	主濱 了君	山本 太郎君	小池晃参議院議員は、「個別指導の中断というのも大問題で、中断となった場合に、指導結果が出ないまま、いつ再開するかも分からない不安定な状態に置かれる。過去、東京の歯科医師がこれを苦に自殺された事件もあります。」と発言している。政府は、個別指導の長期にわたる中断による自死事件をはじめとする指導による人権侵害事例等について承知しているか。また、当該人権侵害事例等に関する現在の政府の見解を明らかにされたい。			
二 政府答弁書二についてに関し、各地方厚生（支）局は、集団的個別指導が既に実施された平成二十四年、二十五年、二十六年の全国各都道府県の診療報酬明細書的一件当たりの平均点数それぞれについて、①社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度のいずれを対象に、②何月から何月までの期間を基に算出したのか明らかにされたい。	三 政府答弁書三についてで、共同指導を行う際には保険医一名に対して、指導側の人員十名ないし十二名で行われるとの答弁であった。このような状況下で威圧的に行われると言われている共同指導において、政府は指導を受ける保険医に対する心理的圧迫の有無を認識しているか。また、指導を受ける保険医に対する心理的圧迫について政府はどのように考えているか。	四 政府答弁書四についてで、「個人に関する情報であるため、お答えは差し控えたい」との答弁であった。では、指導医療官が着任するに当たり、臨床経験の有無、有る場合は何年以上など臨床経験に関する要件を示しているのか。加えて、臨床経験以外の指導医療官採用の要件に																													

ついで示されたい。また、「指導医療官の着任後は、(中略)指導医療官の資質向上を図るための研修を行っている」との答弁であったが、直近五年間の各研修の日時、研修日程、内容を示されたい。

右質問する。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「個別指導の長期にわたる中断による自死事件をはじめとする指導による人権侵害事例等」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの①については、平成二十六年においては、社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度のいずれも対象としていたところである。なお、平成二十四年及び平成二十五年については、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

お尋ねの②については、これを明らかにすることにより、今後の適正かつ適切な指導に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三について

各保険医療機関に対する共同指導における厚生労働省、地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)及び都道府県の人員体制については、先の答弁書(平成二十七年八月二十八日内閣参質一八九第二四六号)三についてでお答えしたとおりである。また、お尋ねの「心理的圧迫」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「指導」について、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成七年十二月二十二日付け保発第百十七号厚生省保険局長通知)に基づき、適正かつ適切に行っているものと考えている。

四について

お尋ねの「要件」については、次のいずれにも該当する者であることである。

- ① 医師又は歯科医師国家試験に合格した者であつて、原則として当該試験合格後五年以上のものである者
- ② 日本国籍を有し、保険医として登録している者
- ③ 病院又は診療所において、原則として五年以上の臨床経験を有する者
- ④ 社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得及び医学上の専門知識等の向上に積極的であると認められる者
- ⑤ 指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができると認められる者
- ⑥ 経歴、人物等において指導医療官としてふさわしいと認められる者
- ⑦ 全国異動が可能である者。ただし、当分の間、医科を担当する指導医療官の場合は、この限りではないこと。

の間、医科を担当する指導医療官の場合は、この限りではないこと。

⑧ 過去に健康保険法(大正十一年法律第七十号)等に基づく保険医の登録取消処分を受けたことがない者

⑨ 過去に保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十一年四月三十日厚生省令第十五号)に違反したことによる戒告又は注意を受けた経歴を有する者である場合は、当該措置から六か月間以上が経過している者

また、お尋ねの「直近五年間の各研修」のうち、厚生労働省本省における研修の「日時、研修日程」をお示しすると、次のとおりである。

- 平成二十四年四月二十六日十三時三十分から十七時三十分まで及び同月二十七日九時三十分から十二時まで
- 平成二十五年二月二十七日十三時三十分から十八時まで、同月二十八日九時四十五分から十八時まで及び同年三月一日九時四十五分から十二時まで
- 平成二十五年四月十一日十三時三十分から十七時三十分まで及び同月十二日九時三十分から十二時まで
- 平成二十六年四月二十四日十三時三十分から十七時三十分まで及び同月二十五日九時三十分から十二時まで
- 平成二十七年三月四日十三時三十分から十七時三十分まで、同月五日九時四十五分から十七時三十分まで及び同月六日九時四十五分から十二時まで
- 平成二十七年四月九日十三時三十分から十七時三十分まで

時三十分まで及び同月十日九時三十分から十二時まで

さらに、お尋ねの「直近五年間の各研修のうち、厚生労働省本省における研修の「内容」については、全国の指導監査の事例についての情報共有並びに指導監査を行う際の対応についての意見交換及び留意事項の徹底である。

なお、お尋ねの「直近五年間の各研修」のうち、地方厚生局における研修の「日時、研修日程、内容」については、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月十日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書

平和学の第一人者と言われる、ノルウェーのヨハン・ガルトゥング博士は、「積極的平和」を唱えている。単に戦争のない状態を平和と考える「消極的平和」に対して、貧困・抑圧・差別などの構造的暴力がない状態を平和ととらえ、「積極的平和」と定義している。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 積極的平和の定義について、日本政府もガルトゥング博士と同じ考え方が。

二 前記一に関して、もし異なる部分があるとするれば、どの部分がどのように異なるのか。

三 前記一に関して、ガルトウング博士の考え方と異なる部分がある場合、なぜ、ガルトウング博士によって確立された定義と異なる考え方を持つのか。

四 岸田外務大臣は二〇一五年三月十七日の参議院予算委員会において私の質問に対して「積極的平和主義ですが、今やテロ、サイバー、宇宙など、脅威が容易に国境を越える時代となりました。もはや一国のみでは自らの平和や安定を守ることはできません。自国の平和と安定を守るためには地域や国際社会の平和や安定を確保しなければならぬ、こういった考え方に基づいて積極的に貢献していく、こうした取組を積極的平和主義と呼んでおります。」と答弁した。これはガルトウング博士と同じ定義か。違つたとすれば、どの部分がどのように違うのか。また、違つたとすれば、その理由は何か。

五 ガルトウング博士は二〇一五年八月に来日した際、「参院で審議中の安全保障関連法案は、平和の逆をいくものです。成立すれば、日本は米国と一致協力して世界中で武力を行使していくことになるでしょう。そうなれば、必ず報復を招きます。日本の安全を高めるどころか、安全が脅かされるようになります。」(二〇一五年八月二十六日付け朝日新聞)と厳しく批判している。同博士の批判について、日本政府の見解如何。

右質問する。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出「積極的平和主義」の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出「積極的平和主義」の認識に関する質問に対する答弁書

一 から四までについて

御指摘の平成二十七年三月十七日の参議院予算委員会における岸田文雄外務大臣の答弁における「積極的平和主義」は、国家安全保障戦略(平成二十五年十二月十七日閣議決定)において、我が国の国家安全保障の基本理念として掲げられているものであり、同戦略においては、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」としているところである。政府としては、御指摘のような「積極的平和」という概念を使用しているものではないが、「積極的平和主義」の下での具体的な取組としては、国際社会における人権擁護の潮流の拡大への貢献や、貧困削減、国際保健、教育、水等の分野における取組の強化などが含まれており、御指摘の「積極的平和」の考え方と重なる部分も多いと考えている。

五について

私人の個人的見解の一々について、政府として論評することは差し控えたい。なお、「日本は米国と一致協力して世界中で武力を行使していくことになる」などというのではない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二六円 二二〇円（巴）